

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託仕様書

1 委託業務名

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託

2 業務の目的

蒲郡市は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民の皆様と一体となって取り組むことを宣言した。

本業務は、本市の地域課題の解決や地域資源を最大限活用し、地域脱炭素の取組みを進め、持続的な本市の発展に繋がるよう、これまでの施策の効果分析や、基礎調査、今後の施策等の検討に必要な情報の収集、基本的な方向性の検討を行うとともに、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた新たな目標を示し、蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び（事務事業編）を改訂することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

国の示す最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）・（事務事業編）・（地域脱炭素化促進事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）の改訂を行う。その際、目標設定や各種施策の削減効果（指標）を見える化し、計画の実践によって各種施策や事業の取組がもたらす削減効果を原則、数値で報告できるよう、次の（1）基礎調査業務を行い、（2）蒲郡市地球温暖化対策実行計画（素案）の作成を行う。

(1) 基礎調査業務

ア 政策動向、上位計画、法令の整理

イ 基礎情報の分析及び現状分析

本市の自然的条件、経済的条件、社会的条件を把握するための基礎情報の収集、整理及び現状分析を行う。

ウ 本市の状況及び課題の把握

- ・ 市内の再生可能エネルギー導入状況、エネルギー需要（消費実態）及び、本市の部門別（産業・業務その他・家庭・運輸・一般廃棄物）の温室効果ガス排出量についての情報収集及び現状分析を行うとともに、課題を抽出する。

- ・ 市の事務事業における温室効果ガス排出量の把握及び、排出状況の分析を行うとともに、課題の抽出を行う。

エ 蒲郡市地球温暖化対策実行計画の進捗確認及び評価

現行計画における施策の進捗状況等を的確に把握し、分析・評価を実施する。

オ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

地域資源を活用した最大限導入可能な再生可能エネルギー容量を調査する。調査にあたっては、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等の公表されている最新データを活用するなどして、実態に即した算定を行うとともに、可能な限り将来の技術革新を踏まえて推計を行う。

カ 森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の調査・検討

本市の森林面積や森林状況を考慮した二酸化炭素吸収量の推計を行う。また、まちの緑化、ブルーカーボンの吸収量の可能性についても検討する。

キ BAU シナリオの将来排出量の推計

BAUにおける将来のエネルギー需要及び、温室効果ガス排出量について推計を行う。

(2) 蒲郡市地球温暖化対策実行計画（素案）の作成

上記（1）の調査結果をもとに、温室効果ガス発生量を2030年までに「46%削減」、2050年までに「実質排出量ゼロ」を目標とする、計画の基本的事項、将来像、目標及び成果指針（行動指標）、各種施策、重点事業等をまとめた計画の素案を作成する。

ア 地域特性・課題の分析

上記（1）ア～キの結果をもとに地域特性、課題の分析を行う。

イ 再生可能エネルギーの導入に係る将来像の検討

上記（1）ア～キの結果を踏まえ、再生可能エネルギーの導入に係る本市の将来像を検討する。

ウ ゼロカーボンシティ達成に向けたシナリオ、地域の将来ビジョンの検討

ゼロカーボンシティ達成に向けたシナリオを作成するとともに、シナリオが実現した社会の姿である将来ビジョンを示し、その実現に向けた施策の方向性と具体施策について検討を行う。

エ 地域の再生可能エネルギー導入目標の検討

- ・ 上記（1）ア～キ、（2）ア～イの結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。
- ・ 導入目標は2050年を最終年度とし、2030年の中間目標を設定する。

オ 目標達成に向けた施策の検討

- ・ 各施策は削減量の目標値を設定し、毎年進捗状況を確認ができるものとする。
- ・ 再生可能エネルギーの導入目標と、ゼロカーボンシティ達成をするための施策について検討を行う。
- ・ 導入の可能性の高い施策について、先進的事例を調査し、導入時の経緯や問題点、導入後の効果や課題、排出量削減以外の効果を整理する。

カ 適応策の検討

- ・ 市における優先度の高い気候変動影響を対象に、将来の影響に対する施策の対応力を整理するとともに、新規または追加的な適応策が必要か検討する。
- ・ 新規または追加的な施策が必要とされた気候変動影響に対し、具体的な適応策の情報を収集し、市で実行可能な適応策を検討する。

(3) パブリックコメントの実施に関する資料の作成

計画のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や、提出された市民意見の整理、分析及び回答案の作成を行う。

(4) 打合せ・協議・会議支援

業務全体の進行管理、情報整理。確認等のための打合せ・協議等を適宜行う。また、庁内検討委員会、協議会等の開催に伴い、会議資料作成支援を行うとともに、会議に出席し、説明等の事務局支援を行う。都度、会議録の作成を行う。

(5) 補助金交付申請の支援

市は、環境省による令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付申請を令和5年3月に行った。事業が採択された場合には、当該補助金の交付規程及び実施要領に沿った内容で業務を進め、実績報告等に必要な書類作成等の事務局支援を行うこと。

5 成果品

次に掲げるものとする。なお、それぞれについて、製本されたもの（5部）及びデータ（Word・PDF）を納品するものとし、データについては、CD-R 又は DVD 1枚に格納するものとする。

(1) （仮称）蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 本編（素案）

A4版カラー100頁程度

- (2) (仮称) 蒲郡市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 概要版 (素案)
A4 版カラー8 頁程度
- (3) (仮称) 蒲郡市第6次地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 本編 (素案)
- (4) その他市が必要と判断したデータ

6 その他

- (1) 受託者は、その他の詳細について、市の指示によることとする。
- (2) この仕様に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。